

## 第4回私学振興債券 発行要項

本債券の要項(以下「本要項」という。)は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)が日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号、その後の改正を含む。以下「日本私立学校振興・共済事業団法」という。)、日本私立学校振興・共済事業団法施行令(平成9年政令第354号、その後の改正を含む。)の定めるところに従い平成16年11月5日付の文部科学大臣の認可に基づき発行する第4回私学振興債券(以下「本債券」という。)総額70億円にこれを適用する。

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 債券の名称       | 第4回私学振興債券   |
| 2. 債券の総額       | 金70億円   |
| 3. 各債券の金額      | 1000万円及び1億円の二種  |
| 4. 債券の形式       | 無記名式利札付に限るものとし、その分割又は併合はしない。  |
| 5. 利率          | 年1.64パーセント  |
| 6. 発行価額        | 額面100円につき金99円97銭  |
| 7. 償還金額        | 額面100円につき金100円  |
| 8. 償還の方法及び期限   | <p>(1) 本債券の元金は、平成26年9月19日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 偿還すべき日(以下「償還期日」という。)が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 事業団は、払込期日の翌日以降いつでも本債券の買入消却をすることができる。</p>   |
| 9. 利息支払の方法及び期限 | <p>(1) 本債券の利息は、本債券の払込期日の翌日から償還期日までこれを付し、平成17年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各々その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割りでこれを計算する。計算の結果、各本債券毎に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日(以下「支払期日」という。)が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 偿還期日後は本債券には利息を付さない。</p> |

## 10. 担保

本債券の債権者(以下「本債権者」という。)は、日本私立学校振興・共済事業団法により事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

## 11. 受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために、本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
- (3) 受託会社は、法令、本要項並びに事業団と受託会社との間における平成16年11月5日付第4回私学振興債券募集委託契約証書(以下「募集委託契約」という。)に定める職務を行う。
- (4) 本債権者は、募集委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。

## 12. 通知報告義務

- (1) 事業団は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された年次報告書を受託会社に提出する。
- (2) 受託会社は、本債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は事業団内部規則その他の定めに反しない範囲において、事業団に対し、その事業、資産の概況、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

## 13. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 事業団は、次に掲げる事由のいずれかが発生したときには、その時点で未償還の本債券全部について期限の利益を喪失する。
  - ① 事業団が本要項第8項ないし第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
  - ② 事業団が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りではない。
  - ③ 事業団が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ事業団の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
  - ④ 法令若しくは裁判所の決定により、事業団又は事業団が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- (2) 本項(1)の規定により、事業団が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社にその旨を遅滞なく通知するものとし、受託会社は第18項(2)に従い遅滞なく公告するものとする。

#### 14. 元利金支払場所

株式会社三井住友銀行	本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部並びに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、京都、岡山、広島、高松、北九州、福岡及び鹿児島の各支店
野村證券株式会社	本店及び大阪支店
大和証券エスエムビーシー株式会社	本店
みずほ証券株式会社	本店

#### 15. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。
- (2) 債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 債権者集会は、事業団又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券(又は登録内容証明書)並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出した上、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 債権者集会においては、本債権者は、受託会社に提出した本債券(又は登録内容証明書)につき、額面1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券(又は登録内容証明書)を受託会社に提出しなければならない。
- (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる本債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
  - ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき。
  - ② 決議が不当の方法によって成立したとき。
  - ③ 決議が著しく不公正なとき。
  - ④ 決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (7) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。事業団は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面をもって議決権行使することができる。
- (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。
- (9) 本項の規定の適用に関しては、代理人により又は書面をもって議決権行使した本債権者は、当該集会に出席し、議決権行使したものとみなされるものとし、事業団の保有する本債券及び第8項(3)に基づき事業団が受託会社に交付した本債券で未消却の債券は、これを除外し、未償還でないものとみなす。

(10) 本項の手続に要する合理的な費用は、事業団の負担とする。

## 16. 債券の喪失等

- (1) 本債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を事業団に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、事業団は、代り債券をその者に交付することができる。
- (2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札は交付しない。ただし、本項(1)に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日が到来したものに対しては、その利息を支払う。
- (3) 本債券を毀損又は汚損した場合は、その本債券を添えて、代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例に準ずる。
- (4) 事業団は、代り債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。

## 17. 欠缺利札の取扱

償還のために提出される本債券の債券で支払期日未到来の利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。ただし、その利札の所持人は、元利金支払場所にこれを提出して、当該利札面金額の支払を請求することができる。

## 18. 公 告 の 方 法

- (1) 事業団は、本債券に関し、本債権者の利害に関する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は募集委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 19. 債券原簿の公示

事業団は、その本部に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 20. 発行要項の変更

- (1) 事業団は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利益に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 本要項が変更されたときは、事業団はその内容を公告する。ただし、事業団と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

## 21. 申 込 期 日 平成16年11月5日

## 22. 払 込 期 日 平成16年11月19日

23. 引受並びに募集の取扱会社

野村證券株式会社(代表)

大和証券エスエムビーシー株式会社

みずほ証券株式会社

24. 登録機関 株式会社三井住友銀行

25. 新証券コード JP371580A4B0